

三角合併と株主への課税

制度調査部
齋藤 純

会社法の制定により浮上する課税問題

【要約】

会社法の制定により、いわゆる「三角合併」が可能となる(会社法の施行日(2006年5月1日)から1年遅れで適用開始)。しかし、現在の税制の下で三角合併を行うと、被合併法人の株主に株式譲渡益課税が生じてしまう。

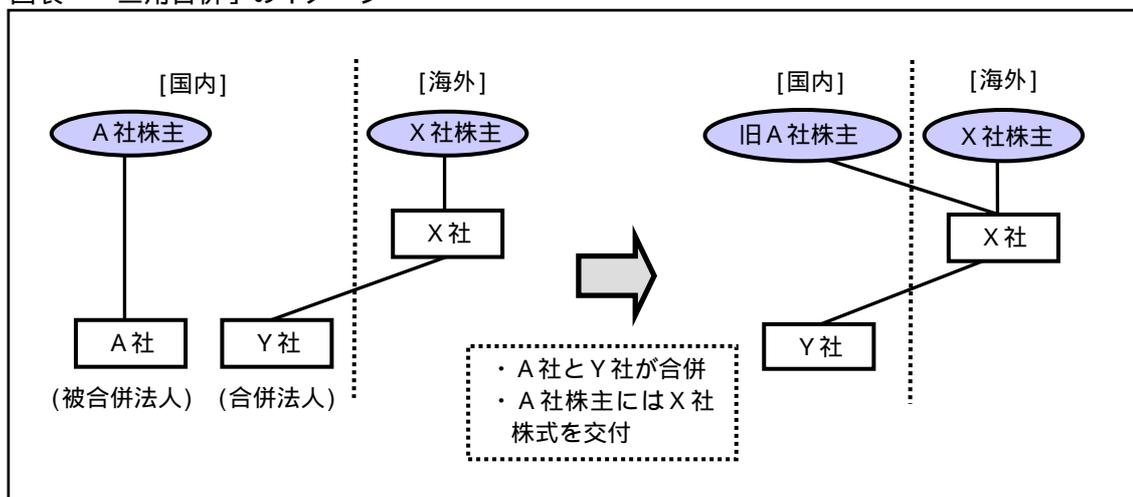
税制が整備されなければ、三角合併が解禁されても画餅に帰す可能性が高く、税制の見直しが求められている。年末に山場を迎える2007年度税制改正で、論点の1つとなる可能性が高い。

会社法の制定を受け、「三角合併」に係る株主の課税関係に注目が集まっている¹。三角合併とは、被合併法人の株主に対して合併法人の株式ではなく、親会社株式を交付する合併のことである。

商法では、吸収合併においては、被合併法人(消滅会社)の株主に対して合併法人(存続会社)の株式を交付することが前提とされていたが、会社法の下では、合併法人の株式に限らず、金銭や他の法人の株式・社債を交付することも可能とされた(合併対価の柔軟化。会社法第749条)ことから、三角合併も可能となった。

しかし、三角合併の仕組みは、外国企業による日本企業の買収にも利用できることから、外資による日本企業の買収が一気に進むのではないかと懸念が強まり、「合併対価の柔軟化」に関する規定は、会社法の施行日(2006年5月1日)から1年遅れで施行されることとなっている。

図表 「三角合併」のイメージ



¹ 日本経済新聞 2006年4月25日朝刊1面など。

現行税制の取扱い

現在の税制では、合併に伴い被合併法人の株主に合併法人の株式が交付された場合、被合併法人株式の譲渡を行ったものとみなされ、被合併法人の株主に株式譲渡益課税が生じるのが原則となっている。ただし、被合併法人の株主に合併法人株式以外の資産が交付されない場合には、被合併法人の株主に対する譲渡益課税は繰り延べられる²(将来、合併法人の株式を譲渡したときに、譲渡損益に対し課税が行われる)。

これを三角合併に当てはめてみる。前ページの図で説明すれば、被合併法人(A社)の株主においては、三角合併に伴い合併法人株式(Y社株式)ではなく親会社株式(X社株式)が交付される。つまり、合併法人株式以外の資産(X社株式)が被合併法人の株主に交付されるため、被合併法人の株主に譲渡益課税が生じることとなる³。

株主としては、三角合併が行われたとしても保有株式を譲渡したという意識はないであろうから、譲渡益課税が生じることとなると違和感を覚えることだろう。ましてや、利益が出る場合にはキャッシュ・アウト(税金の納付)が生じるとともに、原則として、納税手続きが必要となる。こうしたことから、会社法の制定により三角合併が可能となっても、税制が整備されなければ制度の利用が進まない恐れがあり、三角合併に係る税制の見直しが求められている。

三角合併に係る税制の見直しは2006年度税制改正においても話題に上ったが、「合併対価の柔軟化」の適用時期が1年遅くなったこともあってか、このときには改正は行われなかった。「合併対価の柔軟化」に係る規定が2007年5月1日に施行されることを考えると、2007年度税制改正の論点となる可能性が高く、今年末に向けて議論が再燃するものと思われる。

² 被合併法人から合併法人に移転する資産及び負債に係る課税繰延べの要件は、株主に対する課税繰延べの要件と異なる。被合併法人から移転する資産等への課税繰延べは、いわゆる「適格合併」に該当する場合に認められる。

「適格合併」には、被合併法人の株主に合併法人株式以外の資産が交付されないこととともに、その他一定の要件を充たす合併が該当する。

³ 被合併法人の株主に合併法人の株式以外の資産が交付されることにより「適格合併」にも該当しなくなるため、合併時に、被合併法人の保有する資産及び負債は時価により譲渡したものととして、法人課税が行われることとなる。